

# 図版解説

十四世紀中頃の貴族・中院通冬（一二五〇—一三三三）の日記「中院一品記」は、早く本所編纂の『大日本史料』第六編に翻刻を取録し、その記事は諸研究にも利用されてきました。自筆原本は保存状態の悪いまま本所で所蔵されてきましたが、史料学の進展に照して再検討が必要な段階となり、二〇一五年年度に本格的な修理を完了し、その際の調査研究を通じて、文化財としての価値も再評価され、二〇一七年には重要文化財に指定されました。

これらに加え、「中院一品記」と前後する時期の公家日記自筆本を所蔵史料から紹介いたします。翻刻は抄出の場合もありますが、本所データベースからは、翻刻を掲載した出版物の版元の写真もご覧いただけます。

## 〔表紙〕 光厳院宸筆書状

重要文化財  
『中院一品記』歴応二年（一三三九）五月十八日条貼紙  
S0073.13-2

「中院一品記」に貼り継がれた光厳院（一一三三—一三三三）の宸筆書状（宸翰）。巻子装の日記には、しばしば関連資料として文書などが貼り継がれる。この宸翰は、翌十九日に行われる光厳院の遷御（遷御）（奥義の伝授）への出仕を中略通冬に命じたもので、経緯を記した十八日条の記事に続けて、光厳院から通冬の交通願に送られた最初の宸翰。それに対する通冬の返状控え、そしてこの宸翰の順で貼り継がれている。通冬の参仕承諾の旨を貫くとともに、通冬の疑問に対して丁寧に応じている。後鳥羽院・後伏見院の嘉例により、伝授の師となる藤原季重へ採を取る役を通冬は勤め、一度に授けられた旨を命じられたことを告げられた。琵琶澤の当日の十九日条（三四四）図版と併せて。

刻限事、乗換程可参出出、可被仰候也。  
明日通冬御参事、被申願之条、返々神妙候。今度師匠可為秀孝朝臣候、元久・正和御師匠皆公卿候、今度賜採人可有差別哉否、此間再往経沙汰御之、被賞道之時、不可依其仁之責候、已為師匠之上者論論、又他事准據其例繁多、旁尤可被任嘉例の通冬御参事可仰候也。装束事、正和為束帶之由、故院御所見候、其分可有御用意候、尚今度卒爾合申之、願状之条、公平之至、殊感悦思候。巨細細面可申候也。  
十九日、天晴、今日、仙洞為比巴御灌頂、仍西刻許、先着直衣参侍院候侍一人（康基）召具之、但合参会、俄於中國醫局可被行、可参後御所見、三位局奉旨、於路次令被見、然先参仙洞申入女房、卒爾被仰之、参動神妙之由、被仰下下、  
〔参考〕『大日本史料』第六編之五、五四二—五四六頁。

## 〔一二月〕 花園天皇宸記

重要文化財  
花園天皇（一二九七—一三〇八）、在位一二〇八—一二一八）の日記。宮内庁書陵部に自筆が所蔵され、それに貼り継がれていた、もしくは貼り継ぐつもりであった記事。冒頭の「応長元年（十二月）は異筆。書陵部の原本では「六月、突西、天明、入夜夜夜臨」と書かれた行方半ばで切断され、これを差し替えるものであつたらう。賀茂臨時祭御禮につては本文の後半で記され、前半は、賢内侍（内侍所）へ参つた天皇に草鞋を献する藏人について、賢内侍の鷹司冬平が弘安年間（一二七八—一二八八）に定められた法により裁断したことが記される。文中には重ね書きの箇所が見られる。最末尾「閏東事」とは、十月二十六日の得宗北条貞時

## 〔三四月〕 中院一品記

重要文化財  
歴応二年（一三三九）五月十九日条  
S0073.13-2

「中院一品記」の解説参照。紙背文書あり。  
〔参考〕『大日本史料』第六編之五、五四二—五四六頁。

## 〔五六月〕 師守記断簡

重要文化財  
貞和五年（一二四九）八月九日条  
S0073.6

十四世紀中頃の官吏・中原師守（生没年不詳）の日記。師守は、太政官外記を統括する局務を輩出した中原家にあって、大外記の兄・師茂を支える日記を記した。自筆本は国立国会図書館に所蔵される。そこが脱落した一部で、二月・八月に大宰（顔顔後には本政）にて孔子を祀る儀式である釈の記事で、人名から年月日が比定される。釈奠では、中国の冠服に倣った礼服を用いる作法が残る、その着用次第が詳細である。儒教経典に関する問答や講論にて、明経道学生らとの間に応じた座主を記すも動め、紙背は康永三年（一三四四）の文獻題文である（図版掲）。  
初紙初紙、予補正内東閣所、脱初紙初紙、着座主礼服、  
先着装、コイ紫色也、有真、紅、腰、引廻シテ行方ノ結、次着袍（赤色、有真白）、次被服（但無之、用初紙時）、其引絞、細也、次被服（結半之）、次引玉佩（赤糸五筋内、以鈴并玉飾之、顔寄右方、合当膝有音也）次折扇巾子之上着礼冠（頭下結緒）次着錦襪（但無之、用常服）次着紫皮、但近例用常着、十、持物例、以上大帷上、表袴着之、  
此外袍胸以糸閉付大帷、卷（袍）又以糸閉綫（前下方垂タル）四脚取重閉之、如平緒云々、但寸度（通筋於金物了）、  
初紙初紙、着物、裳、袍、礼冠冠也、其外色々皆通用之也、  
〔参考〕『大日本史料』第六編之十二、八二四—八二六頁。藤井貞文・小林花子校訂・史料集編 師守記 五（続群書類完成会、一九七二年）一〇五—一〇六頁。

## 〔七八月〕 徳大寺公清日記

重要文化財  
観応元年（一二五〇）三月二十日—二十二日条  
S0073.8

前内大臣の徳大寺公清（一二二〇—一三〇六）の日記。唯一残る自筆本で、明応四年（一四九四）に徳大寺家は蔵書の多くを焼失するなか、救出された徳大寺が「美陰公記」に記される。十三歳の息男朝臣（後の本格的な出世に関する記事が続く）巻で、問空三具注（詳し）版の箇所は漢字の層を切つては関連資料を貼り継ぐ。図版の箇所は三月二十二日の内裏書文会への実時の参仕に関する記事で、父が先例を徹し準備に奔走している。二十日条では具注の余白に細字で、当日の二十二日条は用意し別紙を貼り継ぎ、文字も大きく書いている。  
〔廿日〕、實時大略作之、大略者予作与之、建保御記云、予作与之、云云云、相調之時晴所作納如此、是光例也云々、前相国（云々、去々夜上表也）、按察、左大臣、右大臣、治部卿、去々夜上表也、有範朝臣・文章博士・光等（三位）等、とく住友者可連々之間、以親尹令相、且親尹作事、聊得其意之間、面々所存定一決、可来之旨仰了、御建保四年正月十九日、内裏御会始、太政官入道殿（于時少時）、御参之時、帥資卿加助殿之扶持、今度又按察卿有芳志等、仍被書写之令見之、凡人興云々、詩面、稱美、更無可直事、但有意直等云々、前相国（以状相調之、是又神妙也云々、少々見之、  
〔廿日〕、御会参事条々納相按察卿、建保記頗賦感涙、可備叙覽云々、  
〔廿日〕、天、一夜夜雨、但、時如、今夜内裏御作文始也、養御会也、少将実時（歳十三）、蒙、面目之至也、文治以来之佳例等可法、  
〔廿日〕、建保、文三、御参時雨降、吉例之由見文永御記、尤叶佳例、  
〔参考〕『大日本史料』第六編之十二、五〇三—五〇七頁。

## 〔九十月〕 後愚昧記

重要文化財  
永和四年（一二七六）六月七日条  
S0073.10

自筆本の大部分を本所が所蔵する。  
内大臣となつた貴族・三条公忠（一二二四—一二八三）の日記。図版右は、若き日の世阿弥に関する著名な記事で、將軍足利義満の祇園御堂見物に関するもの。この日は神輿渡御の式日だが、訴訟により神輿は造替されておらず、神輿に併せて渡される鈴も出ないはずであったしかし義満は見物のために鈴だけを渡させて、棧敷には籠愛する大和猿の稚児を同座させた。大名たちが競って義満に追従するさまを、公忠は苦々しく記している。  
図版左は同じ箇所の紙背で、前年の仮名巻を反転して翻し、日記の料紙としている。本日条は『大日本古記録』として翻刻を完了しているが、原本の保存状態は良好でなく、修復が必要となつておる所蔵史料の代表格である。  
七日、雨下、及晩聊晴、今日祇園御堂、而（山門）神輿造替未事終之間、彼社（祇園）神輿同不出來、仍此四年、無御興遊、今年又同前也、然於於鈴着結緒、大樹構棧、敷（四条東洞院）、見物、件棧敷賀州守、護高階介経實、依大樹命也云々、大和猿愛童（稱親世之猿愛法師子也）、被召加大樹敷見物之、件見童自去比大樹寵愛之、同願兵器、如此散業者乞食所行也、而賞瓶近住之条、世以傾奇之、連々賜財産与物於此見之、人、全叶大樹所存、仍大名等競而賞賜之、費及巨万云々、比興事也、依為次記之、  
〔参考〕『大日本古記録』後愚昧記（二卷）二六七頁。

## 〔十一十二月〕 後崇光院御筆御日記

重要文化財  
応永三年（一二二五）八月九日条  
S0073.11

伏見宮貞成親王（一二七二—一三四六）、後崇光院の自筆の夢記。貞成親王の日記「同日記」同日条にも重要な内容が記されているが、文章は同じでなく、覚書として記された一紙。宮内庁に保管される「看聞日記」自筆本の応永三十二年巻は、翌年の仮名巻に書状類をいれ翻して料紙とする後の清書本で、日記の原素材をいじり草紙から文章が訂正されている。本史料は、そうした原素材、夢想を記す料紙と聞かざる可能性があり、後年の覚書とも、末尾の一行は本人による後の整理ともみられる。文中の「若宮」は貞成息男の彦仁王で、正長元年（一二二八）七月に称光天皇の御いで後花園天皇となる。貞成の父崇仁親王は崇光天皇の皇子だが、皇位は崇光弟の後光厳天皇の子孫へと移っており、皇統に復するとは伏見宮家の念願で、その期待が神仏からの夢告として表れた。夢で和歌を詠進したという東坊城秀長は、菅原道真の子孫にあたり、北野天神の告げと解されている。  
〔応永卅〕八月十日、今晚夢想、故宮宰相秀長和歌兩三首詠進之、其一首曰、  
ひらくへ時時はききめそとき、みなら  
またこの花はつねのこの春  
自余寄へ不覚、夢中ニ思案此時之心、近日天下合福歌若宮御事也と思て、欲返哥之、更不案得、今出用、故左坊僧、被誦之間、此返哥不出由被申中、返事云々、後日と不可被仰、只今可有御返哥之由被申中、思ひ夢了、其後又夢、或前中米申云、御一流之御速再興御治定之由申中と思て覺了、  
兩度夢不偽中、可有諸神照見者哉、靈夢之間御記、正長元年若宮被開事、此夢想、事願被示、不思議也。  
〔参考〕宮内庁書陵部編『圖書發刊 看聞日記』三（二〇〇六年）一四八頁。

## 〔裏表紙〕 車絵図

重要文化財  
『徳大寺公清日記』貞和六年（観応元年）正月十六日条貼紙  
S0073.11

〔七八月〕の解説参照。本図は牛車の内装の下絵で、外装（徳大寺家の文様を施す）の下絵とともに、工房から注文主へ送られ、記録として日記に貼り継がれた。貞和四年十一月に左少将に任じられた実時が、この日の踏歌節会にあわせて諸所へ拝賀に向かうにあたり、牛車用意された。この四季絵の題は、文治六年（一一九〇）藤原任子入内の月次屏風に描つて見え、記録からは多数制作されたことと推定される。藤原任子の屏風の様子を伝える資料である。  
〔参考〕『大日本史料』第六編之十二、一三八—一四一頁。

## 【五・六月】 参考 師守記断簡 紙背文書



撮影：谷昭佳・高山さやか  
執筆：藤原重雄 制作：勝美印刷